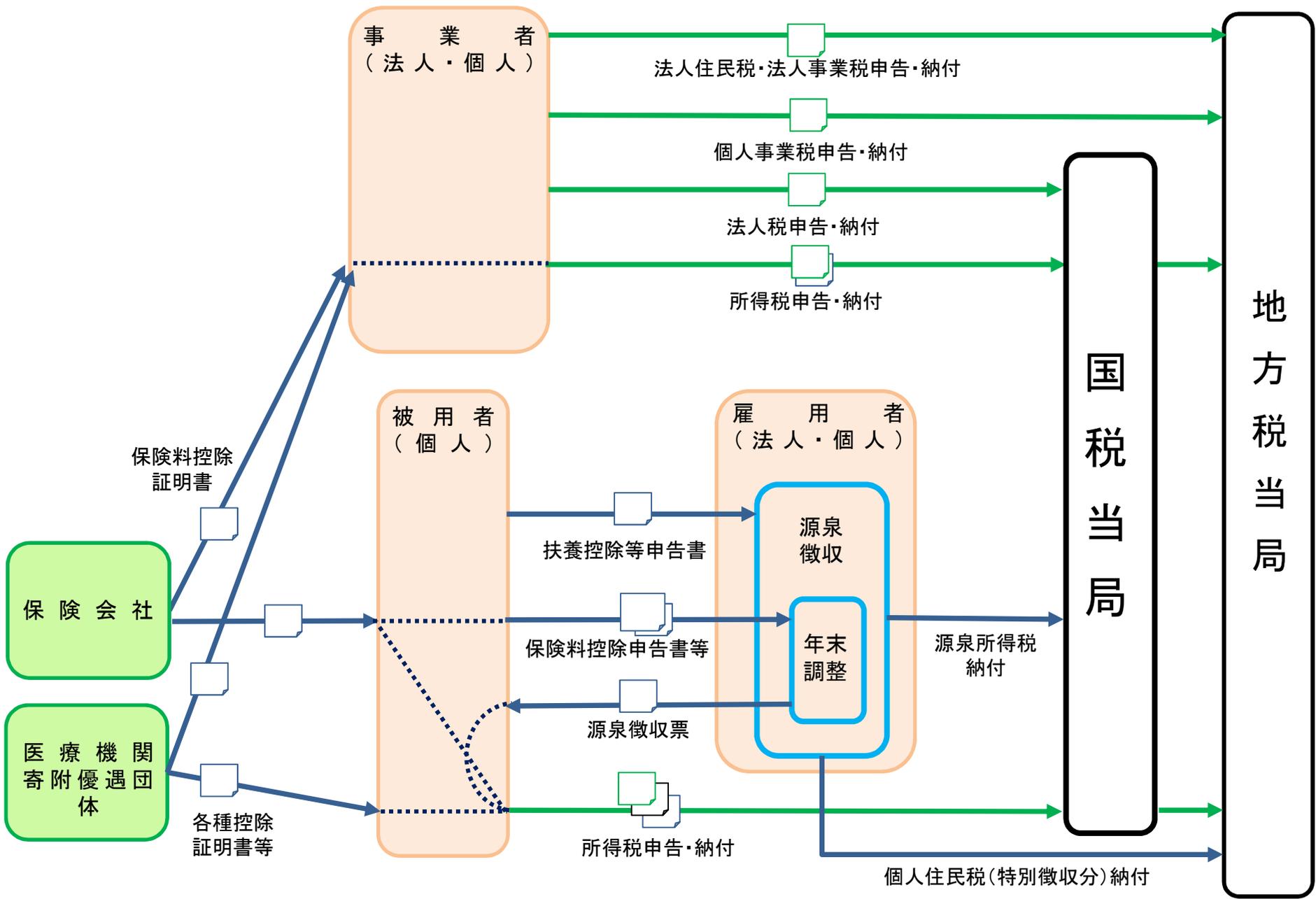


# 説明資料

平成29年3月13日

財務省主税局  
国税庁

# 税務手続の流れ(イメージ)



# 税務手続等の電子化・簡素化

(施行開始)

## 手続の電子化

## 帳簿書類の電子化

## 手続等の簡素化

平成10年

・電子帳簿保存制度の導入

平成15年

・電子申告、電子納税の導入

平成17年

・法定調書の提出方法の拡充  
(光ディスクによる提出を可能とする)

・スキャナ保存制度の導入  
(取引の相手方から受け取った一定の書類の電子保存を可能とする)

平成19年

・電子申告における電子証明書省略  
(税理士等の代理送信における本人の電子署名省略)  
・扶養控除等申告書の電子提出の導入

平成20年

・源泉徴収票等の電子交付の導入  
・電子申告における第三者作成書類の添付省略(例 源泉徴収票、医療費の領収書等)

・コンビニ納付の導入

平成21年

・電子納税へのダイレクト納付の導入

平成23年

・年金所得者の確定申告不要制度の導入

平成26年

・法定調書の光ディスク等による提出義務化  
(前々年に1,000枚以上提出の法定調書を対象)

平成27年

・スキャナ保存制度の対象拡大・要件の見直し  
(全ての書類の電子保存を可能とする等)

・金融機関に対する取引照会の様式統一等

平成28年

・電子申告における添付書類の提出方法の拡充  
(イメージデータ等による提出可能)

・スキャナ保存制度の要件緩和  
(スマホ等による読取りを可能とする等)

・マイナンバー記載の対象書類の見直し

平成29年

・クレジットカード納付導入  
・源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化  
・法人設立届出等の添付書類削減  
・異動届出書等の提出先の一元化

平成30年

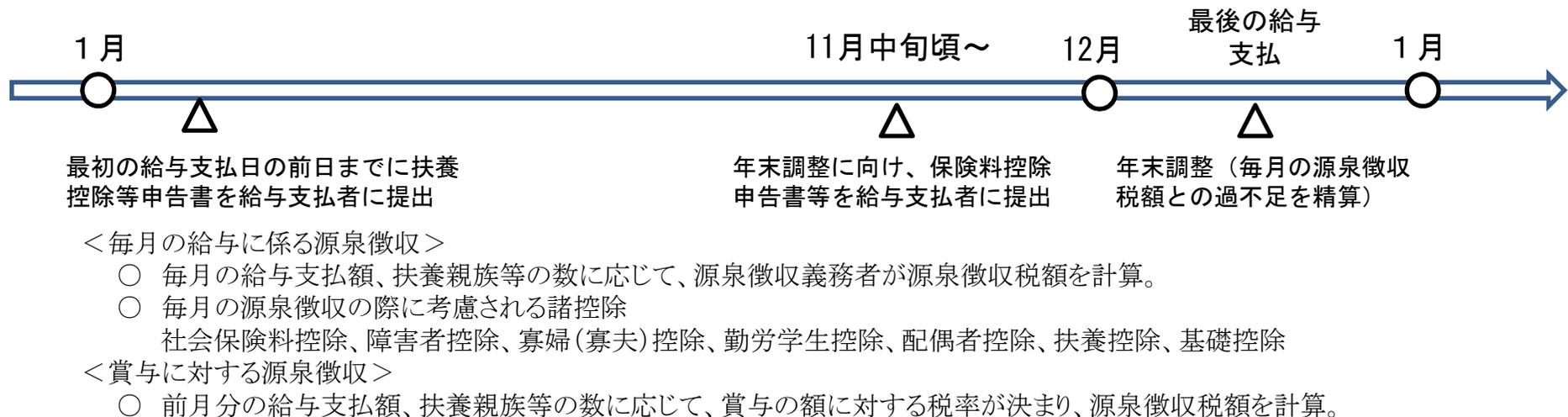
・確定申告書に添付可能な証明書等の範囲の拡充  
(電子的に交付された保険料控除証明書等のうち一定のもの)  
・電子申告におけるマイナポータルとの連動  
(医療保険者からの医療費通知データを電子申告に活用可能)

【オンライン(e-Tax)利用率】	(H19年度)	(H27年度)
○所得税申告書	18.4%	→ 52.1%
○法人税申告書	19.6%	→ 75.4%
(うち大法人等)	4.8%	→ 52.1%

【電子帳簿保存の承認件数】	(H20.6末)	(H28.6末)
○帳簿書類の電磁的記録による保存等	9.0万件	→ 17.7万件
○書類のスキャナ保存	33件	→ 380件

## 給与所得に係る源泉徴収・年末調整の概要

- **源泉徴収**: 給与支払者が、給与支払時に支払額に応じて計算した所得税額を給与から差し引き国に納付するもの。
- **年末調整**: 給与支払者が、年最後の給与支払の際、被用者の源泉徴収税額と年税額の過不足額を精算するもの。



毎月の給与支払時に源泉徴収を行っても、以下の理由により、**毎月の源泉徴収税額の合計額と年税額は一致しない**。このため、**年末に源泉徴収税額の過不足を精算（年末調整）する必要**。

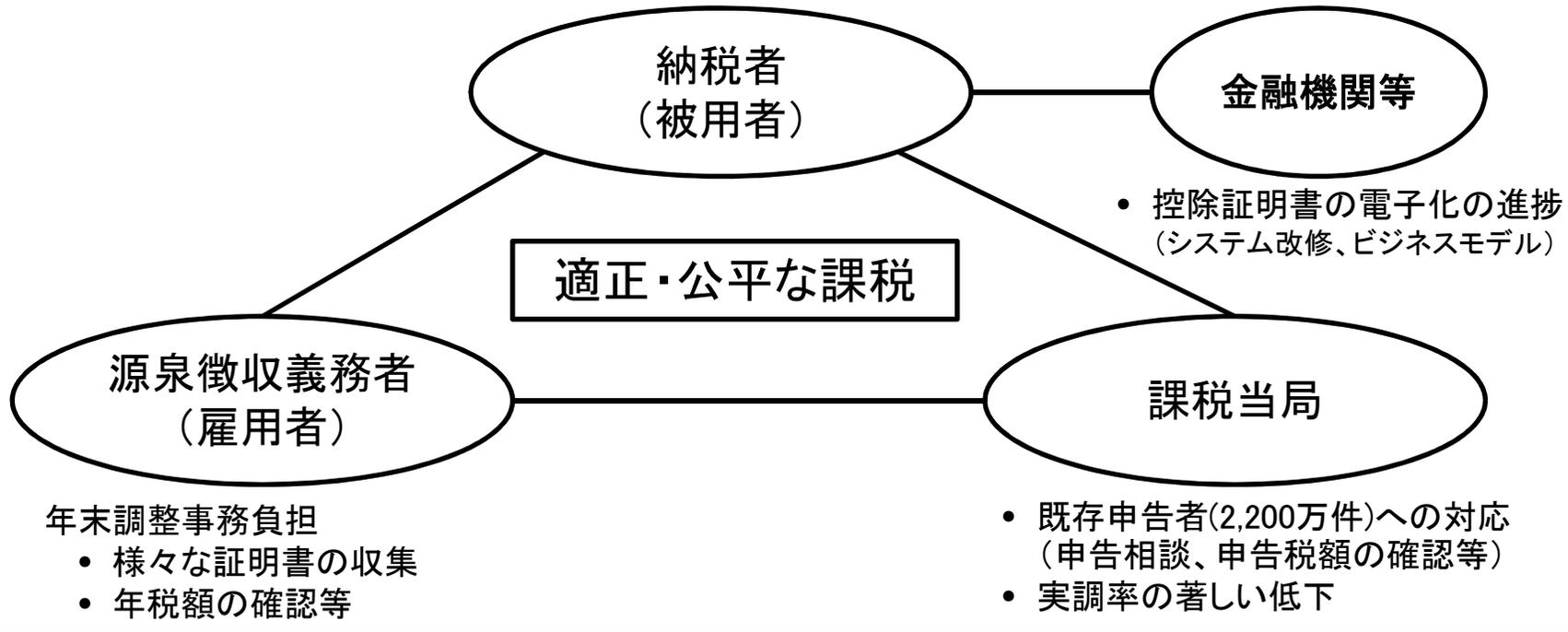
- 毎月の源泉徴収税額は、累進税率を加味した税額表により算出。超過勤務が多い月には、通常の間と比べ給与額が多くなり高い税率が適用され得るが、その税率と年税額の計算の際に適用される税率との間に差異が生じ得る。
- 毎月の給与の源泉徴収税額の計算に用いる税額表は、源泉徴収義務者における計算作業に配慮して、簡略化されている。（人的控除ごとに控除額は区々だが、例えば、老人控除対象配偶者や老人扶養親族の割増控除などは考慮しない。また、障害者控除や寡婦（寡夫）控除などは、通常の控除対象扶養親族がそれぞれ1人多くいるものとして税額を計算。）
- 年の途中で控除対象扶養親族数などに異動がある場合は、これまでの源泉徴収税額の調整が必要であるが、現行制度上、年末調整において調整している。
- 賞与に対する源泉徴収税率は、賞与が年間を通じて給与の5か月分が支払われるものとして算出されている。
- 生命保険料控除、住宅ローン控除等、年末調整の際に控除を行うものがある。

# 被用者の納税に係る事務負担の在り方(イメージ)

源泉徴収・年末調整制度は、租税原則、人口規模、課税体系(金融所得の課税上の取扱等)を踏まえ、課税の基礎となる給与情報等を直接保有し、被用者と密接かつ継続的に関わりのある雇用者において源泉徴収税額の過不足を調整することが効率的と考えられる場合に適しており、同様の課税体系等を有する諸外国でも採用・継続されている制度。

## 被用者の納税事務を取巻く現状

- 申告納税制度の下、申告義務あり
- 確定申告に対する強い負担感
- 年末調整により、多くの者が確定申告が不要



ICT等の一層の活用により、雇用者の事務負担の軽減も図りつつ、多くの納税者の利便性も向上させ、被用者・雇用者・課税当局等の社会全体のコストがネットで削減されるよう、現行制度を見直すことが必要。

従業員の納税に係る事務(源泉徴収・年末調整)については、ICT等の活用による効率化の余地があり、今後、政府税制調査会で、効率化に向けた取組を進める予定。

申告納税制度の下、申告は納税者(被用者)の義務であり、従業員の納税に係る事務(源泉徴収・年末調整)は、雇用者がそれを「肩代わり」するもの。かかる事務負担を大幅に削減又は廃止する場合には、国民的な選択が必要。

- 税法上、給与の支払者は、支払総額から所定の所得税額を差し引いて国に納付する義務を負っている(源泉徴収義務)。  
しかしながら、毎月の給与支払時に源泉徴収を行っても、計算に用いる税額表が源泉徴収義務者における計算作業に配慮して簡略化されている等の理由により、毎月の源泉徴収税額の合計額と年税額は一致しない。このため、年末に源泉徴収税額の過不足を精算(調整)することとされている(年末調整)。
- 金融所得課税について総合課税(給与所得と合算の上、税率を適用)を採用している国(米・仏・加)では、最終的には確定申告が必要となるため、通常、年末調整制度は採用されていない。金融所得課税について分離課税を採用している国(日・独・韓)では、課税の基礎となる給与情報等を直接保有し、被用者と密接かつ継続的に関わりのある雇用者において源泉徴収税額の過不足を調整することが効率的と考えられることから、源泉徴収・年末調整制度が採用されている場合が多い。
- 仮に、従業員の納税に係る事務(源泉徴収・年末調整)について、数値目標に沿って大幅に削減する又は廃止した場合には、納税者(被用者)・源泉徴収義務者(雇用者)・課税当局の各々において、以下のような問題が生じる恐れ。
  - 納税者(被用者)  
現在、被用者の多くが年末調整により申告不要となっている(生命保険料控除適用者:約3,100万人、住宅ローン控除適用者:約320万人(出典:平成27年分民間給与実態統計調査))。  
年末調整事務を大幅に削減又は廃止した場合、申告不要であった被用者の多くが新たに確定申告を行う必要。仮に年末調整制度を廃止した場合、約3,500万人が新たに確定申告を行うものと見込まれる(申告件数:年2,200万件→年約5,700万件)。

 (次ページへ)

申告納税制度の下、仮に年末調整を簡素化又は廃止する場合、諸外国同様、課税漏れ等を防ぐ観点から、多めに源泉徴収を行った上(手取りは減少)、納税者が還付申告を行う制度とする必要が生じるが、こうした負担が納税者に受け容れられるか。

我が国の納税者の確定申告への負担感が強い中、年末調整事務を大幅に削減又は廃止した場合には、被用者の負担が莫大になり、社会的混乱を招くだけでなく、「企業から個人への事務負担の押しつけ」といった反応も生じ得るのではないか。

(注) 我が国は、諸外国に比して、納税者の確定申告に係る負担への配慮の要請が強く、株式の譲渡所得等について、特定口座の活用により確定申告を不要とする制度が確立されている。また、寄付金控除の適用についても、新たに年末調整の対象とすることにより確定申告を不要とする制度を導入すべきとの声もある。

### ● 源泉徴収義務者(雇用者)

雇用者においては、年末調整に係る事務処理が電子で完結していないこと等から、様々な証明書の収集や年税額の確認等の事務について負担感が強い。

他方、仮に年末調整を廃止した上で、納税者の負担軽減のため記入済申告書を課税当局が提供する場合、確定申告期に間に合うよう、課税当局が納税者に記入済申告書を提供するには、事業者(又は納税者本人)から課税当局への追加的な情報の提出(扶養の変更等)、事業者からの調書の提出期限前倒し・電子提出の義務化が必要となり、却って事業者の負担が増す恐れ。新たなシステム投資に係る負担も発生。

### ● 課税当局

課税当局においては、職員の定員が減少傾向にある中、申告件数の増加による業務量の増加(申告相談、税額確認等)等に伴い、税務調査を行う割合(実調率)が大幅に低下(個人:1.1%、法人:3.2%)。

こうした中、年末調整事務を大幅削減・廃止した場合、申告件数の大幅な増加が見込まれるため、それに応じた人員増強、申告会場増設等の追加予算が必要。

こうした体制整備ができない場合、税務署では一般納税者の申告相談を受け付けない等、行政サービスの大幅な低下が避けられない。

上記を踏まえ、財務省・国税庁としては、「従業員の納税に係る事務」については、数値目標等に沿って雇用者の事務負担のみを軽減するのではなく、ICT等の一層の活用により、雇用者の事務負担の軽減も図りつつ、多くの納税者の利便性も向上させ、被用者(納税者)、雇用者(源泉徴収義務者)、課税当局全体の社会的コストがネットで削減されるように、現行制度を見直すことが必要。

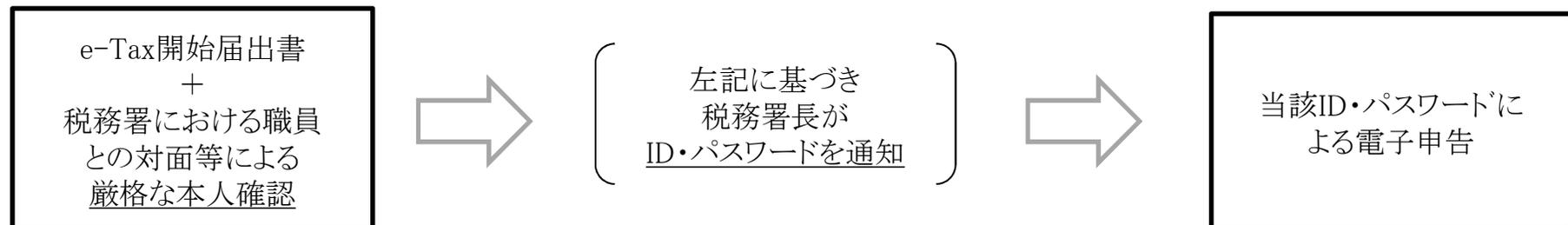
3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決

(3)IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

③. マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

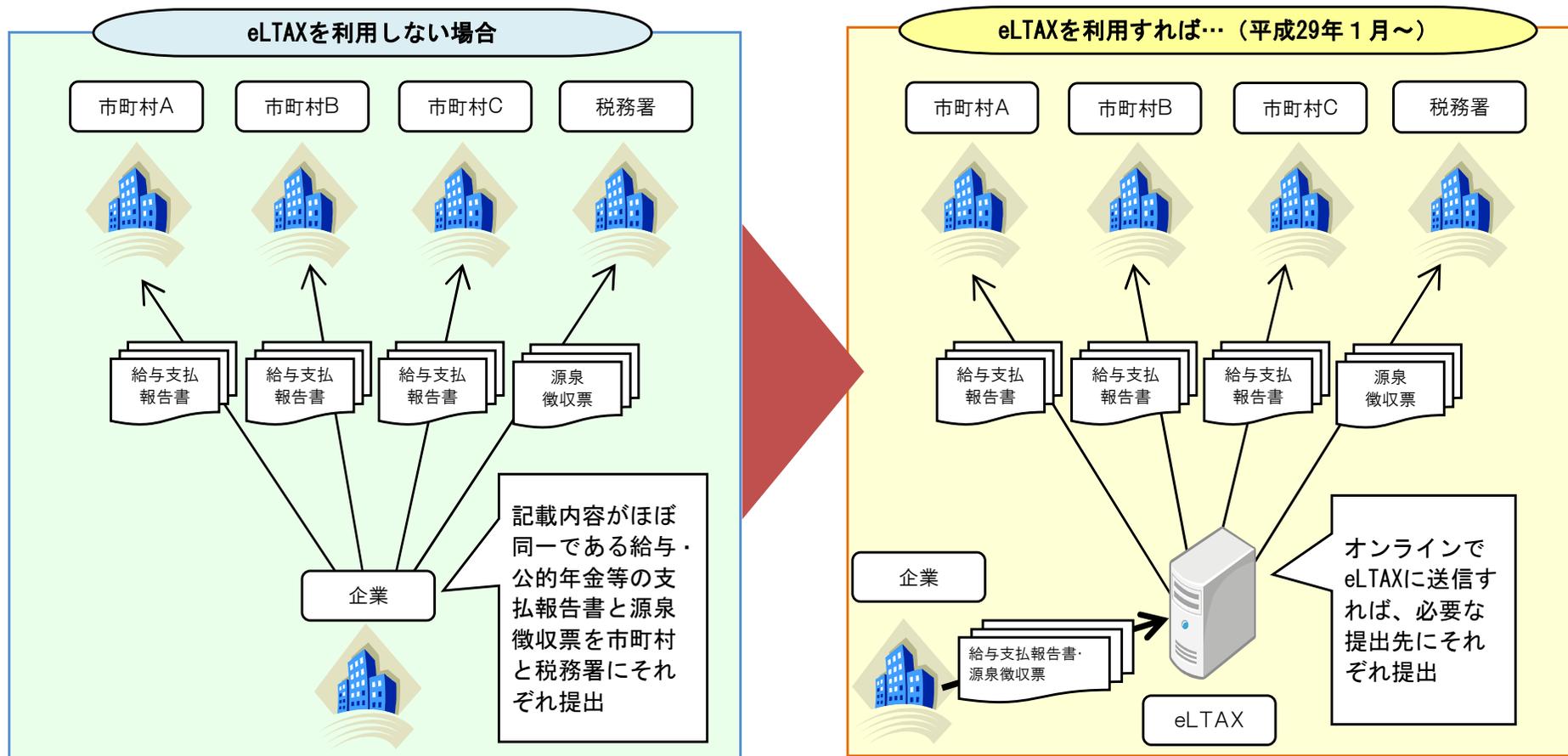
オンライン申請等データの閲覧における当該データの重要性に応じた二経路又は二要素認証や、行政機関発行IDと民間発行IDとの連携による認証の導入などにより個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策を講じつつ、オンライン申請等データやお知らせ情報をマイナポータルにおいて確認可能とするなど利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービス、マイナンバーカード等の活用によるIDの入力を要しないオンラインサービスの検討など利便性の高いオンラインサービスに向けた検討を進め、可能なものから順次実現する。

(参考) マイナンバーカード未取得者を対象とした当面の対応



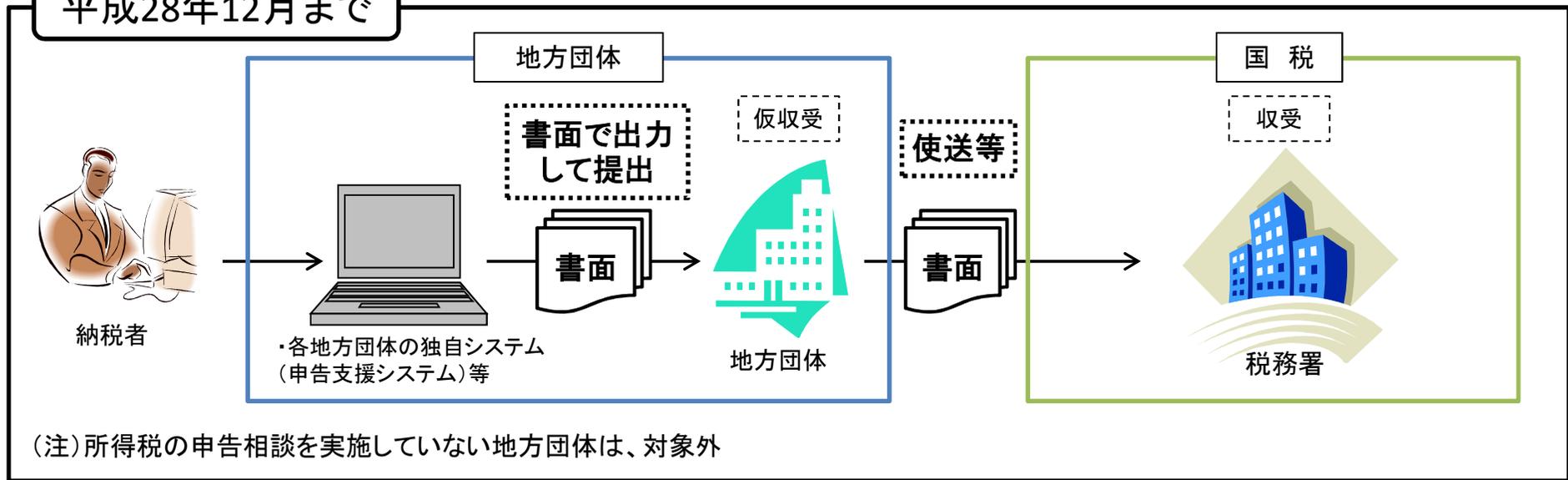
## 給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書の電子的提出の一元化

- 従来、国税(税務署)・地方税(市町村)それぞれに提出されていた給与・公的年金等の源泉徴収票及び支払報告書について、平成29年1月以降は、国・地方の税務当局間の連携により、eLTAX上でのデータの一括作成・提出(電子的提出の一元化)が可能となる。
- 同時に作成したデータは、eLTAXに一括して送信することにより、支払報告書は各市町村に、源泉徴収票についてはe-Taxで事業者の所轄税務署にそれぞれ提出される。(なお、光ディスク等や書面により提出する場合には、従来どおり、市町村及び税務署にそれぞれ提出する必要がある。)



# 地方団体で作成した所得税確定申告書データの引継ぎ(市区町村⇒国税庁)

平成28年12月まで



平成29年1月以降

